

### 3 気象警報が発表された場合や交通途絶の対応について

#### 1 警報が発表された場合の対応について

- (1) 大雨、氾濫、暴風、暴風雪、大雪、土砂災害、高潮についてレベル3以上に相当する警報や危険警報、特別警報等を「対象警報」とする。波浪は対象外とする。
- (2) 午前7時現在で高砂市または加古川市に対象警報が発表されている場合は、午前中を休業とし、午前10時までに解除されない場合は、臨時休校とする。
- (3) 午前10時までに高砂市および加古川市の対象警報が解除された場合は、午後を授業とし、SHRを13:00から、5校時を13:20から始める。なお、短縮午前中授業の期間は本項を適用しない。
- (4) 午前7時現在で対象警報が発表されている市町村に居住する生徒は、自宅待機または避難指示等に従う。午前10時時点で解除されない場合は、自宅待機または避難を終日継続する。午前10時時点で対象警報および避難指示等が解除された場合は、安全を確保したうえですみやかに登校する。なお、本項による自宅待機と避難には公欠を適用する。
- (5) 兵庫県下に熱中症特別警戒アラートが環境省から発表された場合、その対象日を臨時休校とする。

#### 2 ストライキや事故・天候異変（上記1の対象警報が発表されていない場合）により交通が途絶している場合の対応について

- (1) 公共交通機関が途絶しているために登校できない生徒は、公欠とする。

#### 3 定期考査中における対応について

- (1) 定期考査実施期間中に、午前7時現在で在籍生徒の居住するいずれかの市町村に対象警報または避難指示等が発表されている場合、あるいは兵庫県下に熱中症特別警戒アラートが発表されている場合、臨時休校とする。
- (2) (1)により実施できなかった定期考査は考査最終日の翌登校日以降に実施する。
- (3) 在籍生徒の居住する市町村名は、年度当初等に指定、周知する。

#### 4 注意事項

- (1) 午前7時および以降の報道に注意する。
- (2) 自宅待機中は、不要不急の外出をせず、避難指示の発令に備える。